

改正

平成23年7月22日要綱第34号

平成25年3月28日要綱第16号

平成30年4月9日要綱第21号

令和元年11月11日要綱第18号

播磨町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の成年後見制度の利用を支援することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

第2条 この要綱に基づく支援は、次のとおりとする。

- (1) 成年後見審判、保佐審判及び補助審判（以下「成年後見審判等」という。）の請求並びに請求に要する費用
- (2) 成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に対する報酬の補助

(審判の請求)

第3条 成年後見審判等の請求は、町長が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、各規定に定める者について、その福祉を図るため特に必要があると認めるときに行うものとする。

(審判の請求の種類)

第4条 町長が行う審判の請求の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法（明治29年法律第89条）第7条）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判（民法第13条第2項）
- (4) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第876条の4第1項）
- (5) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
- (6) 補助人に同意権を付与する審判（民法第17条第1項）
- (7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第876条の9第1項）

(審判の請求の対象者)

第5条 審判の請求の対象者は、町内に居住する要支援者のうち次の各号のいずれかに該当する者で、町長が本人の保護のために審判の請求を行うことが必要と認めたものとする。

- (1) 配偶者及び2親等以内の親族がいない者
- (2) 配偶者又は2親等以内の親族があっても、音信不通等のため、審判の請求を行うことが

期待できない状況にある者

(3) 配偶者又は2親等以内の親族がある場合において、当該親族による虐待、財産の侵害の事実がある者

2 前項の規定にかかわらず、審判の請求を行おうとする3親等又は4親等の親族の存在が明らかである者は、審判の請求の対象者としな

(審判の請求の判断)

第5条の2 町長は、審判の請求を行うにあたり、要支援者について、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮し、その必要性を判断するものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力
- (2) 本人の健康状態、生活の状況及び資産の状況
- (3) 本人の親族等の存否及び成年後見等にかかる審判の請求を行う意思の有無
- (4) 本人の福祉の増進を図るために必要な事情

(審判の請求の費用負担)

第6条 審判の請求の対象者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、審判の請求に必要な手数料、登記印紙代及び鑑定(診断書の作成)費用等(以下「審判の請求に要する費用」という。)は、町の負担とする。

- (1) 審判の請求に要する費用の補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- (2) 現に生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護者である者
- (3) 審判の請求の費用を負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、町があらかじめ支出し、審判により選任された成年後見人等に当該費用を請求するものとする。

(成年後見人等の支援対象者)

第7条 成年後見人等の支援を受けることができる者は、民法に規定する成年被後見人、被保佐人又は被補助人で、かつ、町内に居住する者とする。

(成年後見人等の報酬の補助)

第8条 前条に規定する者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、後見、補佐又は補助(以下「後見等」という。)の開始後に必要な成年後見人等の支援については、町が補助できるものとする。

- (1) 成年後見人等の報酬の補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- (2) 現に生活保護法に定める被保護者である者
- (3) 成年後見人等の報酬を負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者

(補助対象及び補助額)

第9条 補助対象は、後見等の開始後に必要な成年後見人等の報酬の費用とする。

2 補助額は、予算に定める額を上限とし、次の各号に定める額のうちいずれか低い方の額とする。

(1) 家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1の13の項、31の項又は50の項に規定する報酬付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）により家庭裁判所が決定した報酬の額から、被後見人等が負担できると町長が認めた額を控除した額

(2) 報酬付与の審判の際に後見人が業務に従事したと認定された期間のうち、1月当たりの金額を被後見人等が在宅である月にあつては28,000円、被後見人等が施設等へ入所中の月にあつては18,000円を上限として計算した額。ただし、月の途中で補助額の区分が変わった場合又は報酬付与期間が月の途中であつた場合は日割計算により計算した額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

（補助金の申請）

第10条 利用者の成年後見人等は、町長に利用者が負担すべき利用者の成年後見人等に対する報酬の金額を記載した播磨町成年後見制度利用支援補助金交付申請書（様式第1号）により申請するものとする。

2 前項に定める補助金交付申請は、報酬付与の審判のあつた日から起算し、60日以内に行うものとする。

（補助金の交付決定）

第11条 町長は、交付申請があつたときは、関係書類を審査し、速やかに補助の適否を決定し、播磨町成年後見制度利用支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、利用者の成年後見人等に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の補助金交付決定通知を受けた利用者の成年後見人等は、播磨町成年後見制度利用支援補助金請求書（様式第3号）により、町長に請求するものとする。

2 補助金の交付は、利用者の成年後見人等が指定した預金口座に振り込むものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があつたときは、その者に対して、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月22日要綱第34号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月28日要綱第16号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月9日要綱第21号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年11月11日要綱第18号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。